

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社への追加質問及び回答  
(第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒア  
リング関係)

問 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があつた情報について、(できれば他社から指摘のあつた情報も踏まえて、)どのような粒度でどのような開示方法が適切か、項目ごとに分類することは可能ですか。(例えば、一般に開示できる／守秘義務のある事業者であれば開示できる／総務省には開示できる)

(佐藤構成員)

(SNC回答)

○ 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要な情報について、他社から指摘のあつた情報も踏まえ、適切と考える粒度や開示方法を項目ごとに分類いたしました。

- ①一般に開示できる情報：相見積もりの実施有無など
- ②守秘義務のある事業者であれば開示できる情報：相見積もりの結果状況(費用が低減したのか等)、機能・工数ごとの開発内容の詳細、機能ごとのシステム開発経費、開発体制・開発スケジュール、システム開発経費の実績額(概算額と実績額の差分)、システム開発経費が接続料へ影響が生じる期間
- ③総務省には開示できる情報：(②に加え、)相見積もりの有無及び内容(ベンダー各社からの実際の相見積もり結果など)

\*但し、ベンダー名は開示しないなどの配慮が必要。

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社への追加質問及び回答  
（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検  
証結果について（光サービス卸）関係）

問 事務局資料 P. 6 「光サービス卸による提供形態は、(…) 自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。」という NTT 東日本・西日本の考え方について、各社の見解を教えてください。

（佐藤構成員）

（SNC 回答）

- 一般的な卸契約では、自由な価格設定が可能ですが、光サービス卸は第一種指定電気通信設備を利用した特定の卸メニューとなりますので、その成り立ちを考慮すれば、接続料と非常に密接な関係があります。そのため、MNO が提供する第二種指定電気通信設備の接続料との関係性と同様に、価格設定は接続料の変動に連動するのが自然であると考えられます。

この様な事例なども鑑みたく、卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合に公正な競争を歪めるおそれがあるかについては議論が必要であると考えます。

以上